

とらい & GROW 316号

2014/7/25発行
2014.8月号

宇久田進治税理士事務所 & (株)経営センターグロウ



今年も暑い夏がやってきた。こども達は夏休み、この1ヶ月間は生活環境が変わり、日本全体が夏モードになる。



会社で最も重要な「経営分析指数」は？

さて、会社の健康度をはかるのに財務諸表の分析が一般的に採用されている。

安全性の分析、成長性の分析、収益性の分析、効率性の分析などがよく知られるところである。

「利益なき企業に永続なし」あるいは「利益なき会社は罪悪である」ともいわれる。では「利益」が目的かという、そうではないだろう。



利益そのものが究極の目的ではいかにも寂しいし、それでは社会に役立つとは言えない。おそらく会社の設立「理念」とも異なるであろう。

会社の経営成績を表す「損益計算書」、会社の財政状態を表す「貸借対照表」は、あくまで過去の数値でしかない。それらから将来を予想することは出来ても、未来数値ではない。知りたいのは「これからどうなる」である。

会社は放っておくと倒産する。日々改革の連続であり、停滞は市場から追いだされることを意味する。日々新鮮さを求められる所以である。

実は経営分析でいう安全性・収益性など、どれをとっても大切な要素であり、しかも相互に関係しており、ひとつとして独立して存在するものではない。相互にからみあって存在し、支えあっている。

私がいいたいのは、数値で見える係数ではなく、目には見えない、あるいは顕在化していないながらもれっきとして底流に流れる「**会社風土**」と「**市場性**」というのか…。定量化できる数値のほかに、数値化できない定性性の中にこそ会社の浮沈が隠されている、と思うのである。

「**会社風土**」は、従業員・役員など「**人**」に帰するし、「**市場性**」は時代にマッチしているか、所謂「ニーズ」の発掘である。

新鮮な「**価値創造**」とそれを生み育てる「**会社風土**」が、ざっくり言えば分析を超えた会社の存続要素だろう。



《CAT研究室》

今月のご案内!!

宇久田会計事務所及び経営センターグロウでは4つの異なるテーマの研究室を設置し、とらい&グロウで研究報告やご案内を掲載させて頂いております。今月は法人の会計税務を担当しているCAT研究室(Corporate Accounting & Tax)からのご案内です。

棚卸資産の管理について

今回の研究報告では棚卸資産(商品・仕掛品等)を管理する方法についてご案内いたします。商品(資材)を必要とする時期・必要量・適正価格で購買し出荷することが全体的なコストダウンの決め手になり、在庫管理制度を利益獲得に貢献するツールとするために棚卸情報を活かすことが重要となってきます。棚卸資産の評価は数量×価格で求めますが、その中でも今回は数量を把握する方法を以下にて図式を用いて説明します。

期首数量	払出数量 (売上原価)
受入数量 (当期仕入)	期末数量 (実地棚卸)

棚卸計算法

棚卸計算法は受入数量(当期仕入)の記録は行いますが、期中における払出数量(売上原価)の記録は行わず、期末において実地棚卸を通じて棚卸資産の実数量を把握し、受入数量から期末数量を差し引き、期中における払出数量(売上原価)を間接的に求める方法です。

継続記録法

継続記録法は棚卸資産の受入数量と払出数量の記録を継続的に行う方法で、棚卸計算法より事務負担は増えますがこれによりたえず在庫量を帳簿から把握できる特徴があります。

実地棚卸

実地棚卸とは棚卸資産の現物を直接みて、その数量・種類・品質を確認することです。棚卸計算法では帳簿から在庫数量を求めることが出来ないため、期末に実地棚卸をする必要があります。また継続記録法においても実地棚卸をする事で帳簿上の数量と実際の数量を照らし合わせ、棚卸減耗を把握することが可能となります。

税務調査における手続き等について

近年「国税通則法」という法律の改正が行われ、税務調査に係わる法律の整備が行われました。税務調査そのものが従来と比べて大きく変化することはありませんが、円滑で明確な調査の実施を目的として調査手続きに関する運用上の取扱いを法令上明文化したものです。

この内容につき皆さまに関連する項目についてご紹介させていただきます。

帳簿書類等の提示・提出について

帳簿書類等の提示・提出を調査官からお願いされたことに対し、正当な理由がないのに提示・提出を拒み、または虚偽の記載をした帳簿書類等を提示・提出した場合には罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科される規定は以前からありましたが、調査官は罰則があることをもって強権的に権限を行使することはなく、提示・提出が必要とされる趣旨を説明して、承諾を得て行うこととされました。つまり任意なのですが、「正当な理由」という部分を拡大解釈しないようにご注意願います。

調査内容等の事前通知について

税務調査に先立ち、税務署は原則として事前通知を行うこととされました(例外的に通知がない場合もあります)。平成26年7月1日以後に行う事前通知については、納税者の方の事前の同意がある場合には税務代理権限証書を提出している税理士に行われることとなります。この場合には税理士が税務署に提出する税務代理権限証書に納税者の方の同意を記載しておく必要があります。宇久田会計担当者から決算の際にご説明させていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



さわやか土曜塾のご案内

宇久田会計事務所所内研修を公開しております。仕事のこと、家庭のこと、自分の健康についてなど…
日々の自分を振り返るとても貴重な時間になっています。皆様のご参加、お待ちしております！

日時：平成26年9月13日(土)午前10時～11時30分

場所：辻堂市民図書館2F会議室(辻堂駅南口徒歩3分)

講師：北雄二講師(公益財団法人モラロジー研究所参与)

参加費：500円

お申し込みは 宇久田税理士事務所 志村賢一まで 0466-36-0627



今月の一言 宇久田進治



賞味期限表示は月単位で

賞味期限に余裕のある商品選びは、人間誰でも新鮮なものが良いに決まっている。

まず賞味期限をみってから購入、それゆえ大量の食品廃棄物となり無駄をつくり、どこをとってもよろしくない。「消費期限」があれば事足りる話だ。

必要以上のスペックを装備したケータイも考えものだ。使いこなせない者のヤッカミかもしれない。現日本製ケータイはシンプルケータイの韓国製の後塵を拝している。日本のきめ細かさ、器用さとニーズのアンマッチ現象と言える。

行き過ぎた「個人情報保護法」は、国民劣化の悪法と思えてならない。

必要以上のご近所孤立が今、さまざまな犯罪をつくってしまっている。

災害時に備え、防災で一番求められるのはご近所情報なのに……。

モラロジー生涯学習セミナー

テーマ “心の力”新発見

7月4日、5日に行なわれました上記セミナーに多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。引き続き公開セミナーが毎月開催されております。どなた様もお気軽にご参加ください。

～8月度のご案内～

日時：8月19日(火)19～21時

場所：藤沢商工会館「ミナパーク」503号室

参加費：500円

講師：土屋 勝 氏(株)スルガ精密代表取締役社長)

申込先：宇久田会計 0466-36-0627 まで

明治地区青少年ふれあいネットワーク事業

森林ボランティア募集のお知らせ 「21世紀の森」

竹の伐採に参加しませんか

森林を守り育てる活動の一環として、毎年夏に活動を行っています。今回も、木の育成を邪魔している竹の伐採を行いますので、ぜひ参加してみませんか。

説明会：8月9日(土)10時～11時

明治市民センター 第一談話室

当日：8月23日(土)8時20分～16時30分

竹の伐採と竹細工作り 大人も子供も楽しめます

参加費：500円(説明会で集金。保険代等)

親子でも大人だけの参加も

大歓迎!

できることから少しずつ...

0466-36-0627 宇久田まで



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 柿崎ビル6F

URL: <http://www.ukuta.net/>

ブログにアクセス

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

: <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>



「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。

宇久田・グロウ ワンコインセミナー

—— 選ばれる企業をめざして ——

経済状況は、幾多の不安要因を抱えながらも、少し上昇に転じているようです。政府は躍起になって、特に中小企業や小規模企業のこの時期の頑張りに期待しています。その為 数々の施策を行動に移しました。生き残りの為 我が社、我が店が取り入れられるヒントを提供するセミナーです。暑い夏ですが、共に学びましょう。

-  **開催日時** 平成26年8月1日(金)
13:30～15:30
-  **開催場所** JR辻堂駅南口 徒歩3分
SGC 2F
TEL 0466-86-7774
-  **参加費** 500円




第一部・中小企業関連補助金の最新情報と申請のポイント

講師：中小企業診断士
八幡 祐輔

第二部・雇用・人件費に関する助成金と税制優遇

講師：ファイナンシャルプランナー
志村 賢一



-  **内容：** 第一部は、中小企業が活用できる補助金と、申請書類記入のポイントについてのお話です。
第二部は、日本の成長戦略の為に実施する、雇用・給与の拡大に対する減税と助成金のお話です。

会社名		TEL	
氏名		FAX	

お申し込み FAX 0466-33-4892 (宇久田進治税理士事務所)